



龍ヶ崎市公告第32号

令和7年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託に係る公募型企画提案の受付開始について

このことについて次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和7年4月17日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

1 業務名

令和7年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託

2 業務概要

本事業は、メダリストやオリンピックが居住する人材に恵まれた環境や、若者世代を中心に人気を広がるスポーツライミングをまちづくりの資源と捉え、にぎわいの創出にとどまらず、多分野に施策展開を図り、シビックプライドの醸成や活力の創出につなげ、本市の課題である若者世代の転出超過の抑制や魅力づくりなどに結び付ける取り組みを推進するものである。

令和6年度には、事業を計画的に進めるため、スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想(以下「基本構想」という。)を策定し、目指すべきビジョンを示すとともに、注力するテーマとアクションを定めたところである。

本業務は、「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」の実現に向け、基本構想に位置付ける施策を展開していくにあたり、民間の豊富な知識と専門的知見に裏打ちされた企画力・調整力・ネットワーク力等を活用することとし、官民連携による推進体制の円滑な運営、多岐にわたる事業の推進及び大規模大会の誘致・開催等に関する提案を求めるものである。

3 履行期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。

4 参加要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。

- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号)第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去5年度以内(令和2年度～令和6年度)に国又は地方公共団体を発注者とし、スポーツを活用したまちづくり事業の推進に関する同種の業務について、元請として受注した実績があること。なお、同種の業務とは、まちづくりに関する総合的な調査・研究・企画立案や、地域資源等を活用したまちづくりの計画等策定や推進に関する支援を指し、当該業務の履行に十分な知識と経験を有していること。

参加申込提出期限及び提出先等の諸手続については令和7年度「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課(担当:岡野)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

電話 0297-64-1111(内線150)

メールアドレス sports@city.ryugasaki.lg.jp